

高 知 市 上 下 水 道 局 特 命 随 意 契 約 公 表 一 覧

(物 件 関 係)

No.	予算所管 課 名	契約の名称	契約相手方の 所在地 及び名称	契 約 締結日	契約期間	契約 金額 (円)	随意契約の理由	地方公営企業法 施行令第21条の 13第1項中の号	備 考
1	浄水課	九反田配水所No.1減 圧弁点検整備業務	広島県広島市東区光町 二丁目 4 番 8 号ヒロテ ツ光町ビル 株式会社森田鉄工所 広島営業所	R8. 7. 1	R8. 7. 2 ～ R9. 2. 28	3,520,000	本業務は、九反田配水所に設置されている減圧弁のうち、1 基の点検整備を行うものである。 当該減圧弁は、日常的に作動する構造であり、安定給水に欠くことのできない重要度の高い機器であることから、部品の消耗や経年的な劣化による機能低下を防ぐ必要がある。 このため、据付けから概ね 5 年が経過する当該減圧弁について、消耗部品の取替を含む分解点検整備を行うことで、健全度の維持を図るものである。 当該減圧弁は、(株) 森田鉄工所（以下「製作会社」という）が、その性能を発揮するために独自の技術に基づき、独自の構造で設計・製作した機器であり、その点検整備に当たっては、製作会社の技術的なデータや確実な技術・技能に基づいて行う必要がある。 左記業者は、当該減圧弁の製作会社であり、本業務を確実に実施できる唯一の業者である。	2 号	

高 知 市 上 下 水 道 局 特 命 随 意 契 約 公 表 一 覧

(物 件 関 係)

No.	予算所管 課 名	契約の名称	契約相手方の 所在地 及び名称	契 約 締結日	契約期間	契約 金額 (円)	随意契約の理由	地方公営企業法 施行令第21条の 13第1項中の号	備 考
2	企画財務課	高知市上下水道局 ネットワーク構成機 器の更新に関する業 務委託	高知市本町四丁目 2 - 40 富士通 J a p a n 株式 会社 中四国支社 (高 知)	R8. 7. 2	R8. 7. 2～ R8. 9. 30	2, 519, 000	本契約は、上下水道局ネットワーク機器のうち、上下水道局本庁舎、針木浄水場、旭浄水場、高知市役所第二庁舎に設置している機器について、老朽化に伴う更新業務を委託するものである。 局ネットワークは、局の全ての業務システムが稼働する共通の通信基盤であり、運用における安全性・確実性が最優先されるものである。よって、本件の契約にあたっては、局ネットワークを含む全庁ネットワークの構成を熟知し、本業務を安全かつ確実に実施できるとともに、ネットワーク全体の運用管理における責任の一体性を確保できることが要件となる。 左記業者は、局ネットワークを含む本市の全庁ネットワークの構築業者であり、日々の運用保守業務を行っており、ネットワークの構成及び環境等を熟知する唯一の業者である。従って、上記要件を満たすものは左記業者以外にはない。	2 号	

高 知 市 上 下 水 道 局 特 命 随 意 契 約 公 表 一 覧

(物 件 関 係)

No.	予算所管 課 名	契約の名称	契約相手方の 所在地 及び名称	契 約 締 結 日	契約期間	契約 金額 (円)	随意契約の理由	地方公営企業法 施行令第21条の 13第1項中の号	備 考
3	企画財務課	高知市上下水道局 ネットワーク構成機 器の賃貸借	・東京都千代田区丸の内三丁目 4 番 1 号 株式会社 J E C C ・福岡県福岡市博多区東比恵一丁目 5 番13号 エフサステクノロジーズ株式会社西日本ビ 九州・中四国ビジネス 統括部	R8. 7. 2	R8. 10. 1～ R13. 9. 30	3, 224, 100	本契約は、上下水道局ネットワーク構成機器のうち、老朽化した機器を更新するにあたり必要となる機器を賃貸借（機器保守を含む。）するものである。 （1）エフサステクノロジーズ株式会社西日本ビ九州・中四国ビジネス統括部を契約業者に選定する理由 上下水道局ネットワーク（以下、「局ネットワーク」という。）は、局の全ての業務システムが稼働する共通の通信基盤であり、運用における安全性、確実性が最優先されるものである。 左記業者は、局ネットワークの運用保守業者である富士通Japan株式会社から、ハードウェアの販売及び保守に関する事業を継承した唯一の業者であり、本件の機器は、局ネットワークの基幹部分を構成する機器として、既存の基幹ネットワーク機器と接続して動作するものであることから、左記以外と本契約を締結した場合、局ネットワークの運用における責任区分が不明確となり、障害発生時の原因究明・故障修理等において迅速な対応が困難になるなど、局の業務運営に支障を来すことが想定される。 故に、左記業者が本件の唯一の契約先となる。 （2）株式会社 J E C C を契約業者に選定する理由 エフサステクノロジーズ株式会社西日本ビ九州・中四国ビジネス統括部が本件を遂行するにあたっては、リース部門として株式会社 J E C C を指定しているため。	2 号	

高 知 市 上 下 水 道 局 特 命 随 意 契 約 公 表 一 覧

(物 件 関 係)

No.	予算所管 課 名	契約の名称	契約相手方の 所在地 及び名称	契 約 締結日	契約期間	契約 金額 (円)	随意契約の理由	地方公営企業法 施行令第21条の 13第1項中の号	備 考
4	企画財務課	上下水道施設情報管理システムにおける 地図更新に関する業 務委託	兵庫県尼崎市浜一丁目 1 番 1 号 株式会社 管総研	R8. 7. 13	R8. 7. 13～ R8. 12. 31	3,333,000	本契約は、現在利用中の上下水道施設情報管理システム（以下、『システム』という。）における地図データ（行政基本図・ゼンリン地図）の更新業務を実施するものである。 当該システムは、上下水道局における重要な業務システムの一つであり、本業務の実施にあたっては、安全性及び確実性が最優先されるものである。このため、システム全体の構成及び環境等を熟知し、本業務を安全かつ確実に実施できることが要件となる。 左記業者は、システムの構築業者であり、日々の運用保守業務を行っており、システムの構成等を熟知する唯一の業者である。従って、上記要件を満たすものは左記業者以外にはない。	2 号	